

『常識のズレ』が引き起こす組織不祥事への対応策

～過去の事例に共通する「組織の常識と一般常識とのズレ」からアプローチする企業不祥事の早期発見・防止策～

- 日 時● 2019年 9月 26日 (木) 13:00～17:00
- 会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

講師 西村あさひ法律事務所 パートナー／弁護士 梅林 啓 氏

【講師紹介】1989年東京大学法学部卒業。1991年検事任官。東京地検特捜部検事ほか、各地方検察庁において、犯罪捜査・公判等の検察実務に従事。法務省刑事局では主として刑事関連の国際条約の起草作業に関与。在イギリス日本国大使館一等書記官(外務省志向)、内閣官房副長官秘書官等を歴任、2007年2月検事退官後、弁護士登録。同年3月西村あさひ法律事務所入所。2010年1月よりパートナー。現在は主に一般企業法務、コンプライアンス、企業不祥事にかかる危機管理案件などに取り組み一方、「社内調査の進め方」「従業員不祥事の早期発見・抑止」などコンプライアンス関連のセミナー講師を多数務め、現場での経験を踏まえた座談会形式の講演として定評がある。日本経済新聞2012年6月13日経済教室「技術流出、どう防ぐ(下)情報保護法制の整備急げ」ほか、コンプライアンス・危機管理関連の論文も多数執筆。

◆ 開催にあたって

どのような組織においても、不祥事が発生する温床は存在するものですが、不祥事そのものが発生する根本的な原因を解明することは、事案や組織によっても異なることから、非常に難しい命題であるといえます。本講座では、これまで過去に発生した組織不祥事の特徴や傾向を分析する中で、共通して浮かび上がってきた「常識のズレ(=「組織の常識」は、一般の常識とはズレている)」というキーワードをもとに、その「常識のズレ」が許容範囲を超えて非常識となり、やがて不祥事に繋がっていくまでのメカニズムを解明します。更に、この新たな視点を踏まえ、不祥事を早期に発見し、防止する為のポイントについても検証していきます。

【申込方法】 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	33,480円(本体価格 31,000円)	一般	36,720円(本体価格 34,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191005-0302 『常識のズレ』が引き起こす組織不祥事への対応策	
ふりがな 会社名	
住 所	
TEL	FAX
ふりがな ご氏名	所 属 役 職
E-mail	

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

- 正会員の登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページでご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])
- お申込み後(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- お申込み後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合は、代理出席をお願い致します。
- 【お申込・お問合わせ先】 企業研究会 第1研究事業グループ 担当/上島(カミジマ) E-mail:kamijima@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3511 (代表) FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 MFPR 麹町ビル 2F
※DMの停止・登録情報変更は、①当会ホームページ右下「変更フォーム」、又は、②専用ダイヤル【03-5215-3512】にてご連絡ください。

・プログラム・

1. 組織において「不祥事」が発生する原因はどこにあるのか
 - (1) 企業におけるガバナンスの重要性
 - ・企業は、社会からどう見られているか(社会から見た企業に対する一般常識)
 - ・社会が求める企業の法令順守・清潔潔白と、会社組織の中にいる人との意識の差
 - (2) 組織不祥事の発生原因を考える新たなキーワード:「常識のズレ」とは何か
 - ・組織の常識は、一般常識とはズレている
 - ・人の常識は、ある組織に染まることで徐々にズレてくる
 - ・組織の常識に染まることこそが、その組織の一員になるということ
2. 組織不祥事への対応策を考える上で前提となる視点
 - (1) 事前監視型社会から、社会・マスコミによる事後監視型社会へ
 - ・必ずしも「法令違反」に該当しなくとも、「ルール違反」として厳しく追及される可能性
 - (2) 事後監視型社会の特徴
 - (3) 犯罪の摘発から違反行為の摘発(行政処分)へのシフト
 - (4) 第三者委員会への注目と限界
 - ・その企業の「常識」に染まっている人は、その企業を客観的に見ることができない
 - (5) 不祥事を知らなかった役員に対する責任追及の声
 - (6) レピュテーションリスクに対する初動の重要性
3. 「組織の常識と一般常識とのズレ」が原因となった最近の不祥事
 - (1) ホテル・レストランにおける食品表示の偽装
 - (2) プロ野球統一球問題
 - (3) いわゆる「やらせ問題」(タウンミーティングやテレビ番組等)
 - (4) 記事/論文の盗用(マスコミの記者・インターネットメディア、大学・研究者等)
 - (5) 不適切会計(粉飾決算)
 - (6) 製品・サービスに関する偽装
 - (7) カルテル
 - (8) その他
4. 「常識がズレていく」メカニズム
 - (1) 常識では絶対にやってはいけないと分かっているが、何故やらざるを得なくなるのか
 - (2) 不祥事という非常識が発覚することなく繰り返されることによる、会社の中での常識化
 - (3) 常識のズレを引き起こす人、会社とともに常識がズレていく人、常識がズレない人の特徴
5. 「常識のズレ」の発見、指摘、矯正による組織不祥事の早期発見と防止策
 - (1) 謙虚な目による自社の「実力」の見極め、外部からの客観的な分析
 - (2) 「常識のズレ」の観点を盛り込んだ内部監査の実施
 - (3) 客観的なデータに対する過信の排除、偽装されにくいデータシステムの構築
 - (4) 人材の流動化、社内外の声を積極的に取り入れる仕組みの構築
 - (5) 上司と部下との関係性において留意すべきこと(上司としての心掛け)

裏面もご覧下さい！ 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。